

審 査 基 準

令和 6 年 8 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 99 条第 1 項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第 99 条（指定自動車教習所の指定）、第 99 条の 2（技能検定員）、第 99 条の 3（教習指導員）</p> <p>道路交通法施行令第 35 条（指定自動車教習所の指定の基準）</p> <p>道路交通法施行規則第 32 条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第 33 条（教習の時間及び方法）、第 34 条の 3（指定前における教習の基準）、第 34 条の 4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）</p> <p>技能検定員審査等に関する規則第 6 条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第 14 条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）</p> <p>指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第 1 条（教習の科目の基準の細目）、第 2 条（教習時間の基準の細目）、第 3 条（教習方法の基準の細目）、第 4 条（教習方法の基準の細目）、第 5 条（指定前における教習の基準の細目）</p>
審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 处 理 期 間：14 日
申 請 先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備 考：